

令和8年度 大阪市立田川小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと「豊かな心を持ち、知・徳・体をバランスよく身につけた粘り強く取り組める子どもの育成」を学校教育目標と定め、児童の育成のために「田川小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の本方針のポイントとして、以下の点をあげる。

- ① いじめを生まない学校・学級づくりといじめを許さない学校の雰囲気づくり
- ② 早期発見・早期解決
- ③ 問題解決に向けた体制の整備

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという認識を踏まえ全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 人権教育・道徳教育の充実を図り、規範意識や集団の在り方についての学習を深めるとともに、自尊感情の育成に努める。
- ② 体験教育を通して、達成感を味わえる教育を推進する。
- ③ 特別活動を通して、規範意識や協力できる集団を育成する。
- ④ 教員の指導力の向上をめざし、公開授業に取り組む。

(2) 自己有用感を高めるために

活動を通して、子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。また、一人一人が活躍することができる活動を充実させる。

- ① 学級活動を通して、子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら行動できる集団づくりに努める。また、一人一人が活躍することができる活動を充実させる。
- ② 学校行事・児童会活動を通して、自分のよさや友達のよさを認め合える学習を深める。また、人とのつながりを感じることでできる集団づくりに努め、児童を認め、褒める指導を充実させる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 校内研修を通して、子どもの SOS のサイン、問題行動への対応スキルを全教職員が身につける。
- ② 学級・学年では、人とのつながりを大切にし、お互いのよさを認め合う集団づくりに努める。
- ③ 学校全体、児童を認め、褒める指導を実践する。
- ④ 「学校安心ルール」を周知し、活用を図る。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 月に1回、児童理解研修会（生活指導連絡会）をもち、全教職員で気になる児童の様子を共通理解し、全員の目で見守る。
- ② 学期に2回の「いじめアンケート」結果から、事実確認し記録する。
- ③ スクールカウンセラーや関係諸機関の積極的な連携を推進する。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

<いじめ発見時の流れ ～発見から解決までのプログラム～>

- ・ **いじめ発見** 各教員がいじめと思われる事象を認めた場合
被害児童を中心に、加害児童も含め周りの児童からも十分な事実確認を行う。
- ↓
- ・ **報告** 発見直後、必ず学級担任、学年主任、生活指導部長、管理職へ連絡・報告
- ↓
- ・ **管理職の判断** 実態把握・今後の対応 → 「校内いじめ防止対策委員会」招集
(発見当日)
* 状況によっては、委員会開催前に、被害児童、加害児童の保護者に連絡する。
* 被害状況に応じて、大阪市教育委員会への連絡、警察などの関係諸機関との連携する。
(学校長判断)
- ・ **校内いじめ防止対策委員会開催** 今後の対応、経過観察期間確認
被害児童保護者への報告、必要に応じて両保護者との面談・話し合い等も迅速に行う。
- ↓
- ・ **決定内容を職朝や臨時の職員連絡会などで伝達し、全教職員に周知**
- ↓
- ・ **経過観察後、委員会再招集** 経過確認、今後の対応
* 最終解決の判断は学校長が決定する。必ず被害者とその保護者に確認後の判断をする。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織 <田川小学校 生活指導体制>

- ① **教育相談体制** 学級担任だけでなく、全教職員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、教育相談体制を作る。
- ② **生活指導体制** 生活指導部が中心となり、組織的な対応を行う。
- ③ **校内いじめ防止対策委員会構成員** 管理職、教務主任、生活指導部長、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任

「いじめ」問題を最重大事案と考え、発見と同時に「校内いじめ防止対策委員会」を招集し対応に当たる。